別　添

　八頭町訪問介護相当サービス費、八頭町通所介護相当サービス費、八頭町通所型短期集中予防サービス及び介護予防ケアマネジメント費はそれぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。なお、当該費用の算定にあたっては、以下に掲げる他は、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号。以下「総合事業費用算定基準」という。）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

**１　八頭町訪問介護相当サービス費**

ア　訪問型サービス費１１　１，１７６単位

（事業対象者・要支援１・２　１月につき・週１回程度の訪問）

イ　訪問型サービス費１２　２，３４９単位

（事業対象者・要支援１・２　１月につき・週２回程度の訪問）

ウ　訪問型サービス費１３　３，７２７単位

（要支援１・２　１月につき・週２回を超える程度の訪問）

エ　訪問型サービス費２１　２８７単位

（事業対象者・要支援１・２　週１回程度の訪問・１回につき・１月の中で全部で４回まで算定可能）

（事業対象者・要支援１・２　週２回程度の訪問・１回につき・１月の中で全部で８回まで算定可能）

（要支援１・２　週２回を超える程度の訪問・１回につき・１月の中で全部で１２回まで算定可能）

オ　訪問型サービス費（短時間サービス）　１６３単位

（１回につき主に身体介護を行う場合　１月につき２２回まで算定可能）

カ　初回加算　２００単位（１月につき）

キ　生活機能向上連携加算

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位（１月につき）

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位（１月につき）

ク　口腔連携強化加算　５０単位（１回につき・１月につき１回まで算定可能）

ケ　介護職員等処遇改善加算

（１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×２４５／１０００

（２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×２２４／１０００

（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×１８２／１０００

（４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）＋所定単位×１４５／１０００

注１　生活援助従事者研修の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月においてアからクを算定しない。

注２　アからオまでについて、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱に準じ、高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

注３　アからオまでについて、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護の取扱に準じ、業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じていない場合は、業務策定計画未策定減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

注４　キの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注５　クの算定用件等については、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護における口腔連携強化加算の取扱いに準ずる。

注６　アからオまでについて、事業所と同一建物の利用者（事業所と同一建物に居住する１月当たり５０人以上の利用者にサービスを行う場合を除く。）又はこれ以外の同一建物の利用者２０人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に９０／１００を乗じ、事業所と同一建物に居住する１月当たり５０人以上の利用者にサービスを行う場合は、所定単位数に８５／１００を乗じる。ただし、事業所と同一建物に居住する利用者の割合が９０／１００以上である場合（事業所が１月当たりに同一建物に居住する５０人以上の利用者にサービスを行う場合を除く。）は、所定単位数に８８／１００を乗じた単位数を算定する。なお、建物の範囲及び利用者の割合の計算については、令和６年度介護報酬改定後の訪問介護における取扱に準ずる。

注７　アからオまでについて、特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に１５／１００を乗じた単位を加える。

注８　アからオまでについて、中山間地域等における小規模事業所加算を算定する場合は、所定単位数に１０／１００を乗じた単位を加える。

注９　アからオまでについて、中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／１００を乗じた単位を加える。

注１０　ケについて、所定単位はアからクまでにより算定した単位数の合計とする。

注１１　特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

**２　八頭町通所介護相当サービス費**

ア　通所型サービス費１１　１，７９８単位

（事業対象者・要支援１　１月につき・週１回程度の通所）

イ　通所型サービス費１２ ３，６２１単位

（要支援２　１月につき・週２回程度の通所）

ウ　通所型サービス費２１回数　４３６単位

（事業対象者・要支援１　週１回程度の通所・１回につき・１月の中で全部で４回までのサービスを行った場合）

エ　通所型サービス費２２回数　４４７単位

（要支援２　週２回程度の通所・１回につき・１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合）

オ　生活機能向上グループ活動加算　１００単位（１月につき）

カ　若年性認知症利用者受入加算　２４０単位（１月につき）

キ　栄養アセスメント加算　５０単位（１月につき）

ク　栄養改善加算　２００単位（１月につき）

ケ　口腔機能向上加算

⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）　１５０単位（１月につき）

⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）　１６０単位（１月につき）

　コ　一体的サービス提供加算　４８０単位（１月につき）

サ　サービス提供体制強化加算

⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

①　事業対象者・要支援１　８８単位（１月につき・週１回程度の通所）

②　要支援２　１７６単位（１月につき・週２回程度の通所）

⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

①　事業対象者・要支援１　７２単位（１月につき・週１回程度の通所）

②　要支援２　１４４単位（１月につき・週２回程度の通所）

⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

①　事業対象者・要支援１　２４単位（１月につき・週１回程度の通所）

②　要支援２　４８単位（１月につき・週２回程度の通所）

　シ　生活機能向上連携加算

⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）　１００単位（１月につき）

⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）　２００単位（１月につき）

　ス　口腔・栄養スクリーニング加算

⑴　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　２０単位（１回につき）

⑵　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）　５単位（１回につき）

　　※　６月に１回を限度とする

セ　科学的介護推進体制加算　４０単位（１月につき）

ソ　介護職員等処遇改善加算

（１）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）＋所定単位×９２／１０００

（２）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）＋所定単位×９０／１０００

（３）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）＋所定単位×８０／１０００

（４）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）＋所定単位×６４／１０００

注１　アからエまでについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に７０／１００を乗じる。

注２　アからエまでについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に７０／１００を乗じる。

注３　アからエまでについて、令和６年度介護報酬改定後の通所介護の取扱に準じ、高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

注４　アからエまでについて、令和６年度介護報酬改定後の通所介護の取扱に準じ、業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じていない場合は、業務策定計画未策定減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

注５　ア及びイを算定する場合において、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費を算定することができない。

注６　アからエまでについて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に５／１００を乗じた単位を加える。

注７　アからエまでについて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合は、それぞれ以下のとおり減算する。なお、建物の範囲については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における取扱に準ずる。

ア　３７６単位（１月につき）

イ　７５２単位（１月につき）

ウ及びエ　９４単位（１回につき）

　　注８　利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき４７単位を所定単位数から減算し、減算する単位数の上限はそれぞれ以下のとおりとする。ただし、注７によって減算している場合は、当該減算の対象とならない。

　　　　　ア　３７６単位（１月につき）

　　　　　イ　７５２単位（１月につき）

ウ及びエ　上限なし

注９　オの算定基準については、総合事業費用算定基準のとおりとする。ただし、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定する場合は、算定しない。なお、機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

注１０　カの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における若年性認知症利用者受入加算の取扱に準ずる。

注１１　キの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における栄養アセスメント加算の取扱に準ずる。ただし、クを算定する場合は、算定しない。

注１２　クの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における栄養改善加算の取扱に準ずる。

注１３　ケの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における口腔機能向上加算の取扱に準ずる。

注１４　コについて、クに相当する栄養改善サービス及びケに相当する口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定する。ただし、ク又はケを算定する場合は、算定しない。

注１５　シの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における生活機能向上連携加算の取扱に準ずる。

注１６　スの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における口腔・栄養スクリーニング加算の取扱に準ずる。

注１７　セの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の通所介護における科学的介護推進体制加算の取扱に準ずる。

注１８　ソについて、所定単位はアからセまでにより算定した単位数の合計。

注１９　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

**３　八頭町短期集中予防サービス**

ア八頭町訪問型短期集中予防サービス

　　運動・口腔機能向上プログラム　1回あたり600単位

　　（概ね週1回、6カ月間、最大24回の訪問）

イ　八頭町通所型短期集中予防サービス

　　運動・口腔機能向上プログラム　1回あたり420単位

　　　　　　　　　　　送迎（往復）1回あたり100単位（片道の場合は１／２とする）

　　（1クール6カ月24回程度の通所）

　**４　介護予防ケアマネジメント費**

ア　介護予防ケアマネジメント費　４４２単位（１月につき）

イ　初回加算　３００単位（１月につき）

ウ　委託連携加算　３００単位（１月につき）

注１　アについて、第１号事業の対象者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

注２　アについて、令和６年度介護報酬改定後の介護予防支援における取扱に準じ、高齢者虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

注３　アについて、令和６年度介護報酬改定後の介護予防支援における取扱に準じ、業務継続計画を策定し、業務継続計画に従って必要な措置を講じていない場合は、業務策定計画未策定減算として所定単位数に１／１００を乗じた単位を減算する。

　　注４　イの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の介護予防支援における初回加算の取扱に準ずる。

　　注５　ウの算定要件等については、令和６年度介護報酬改定後の介護予防支援における委託連携加算の取扱に準ずる。

　　注６　住所地特例による財政調整においては、１件あたり４４２単位とする。算定

　　　　　にあたっては、住所地特例対象者の数に４４２単位をかけた金額の支払い・請求により財政調整を行うものとする。